

青梅市障害福祉計画

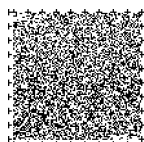
第2期（平成21（2009）年度～平成23（2011）年度）

平成21年3月

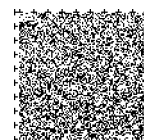
青 梅 市

< 目 次 >

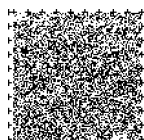
| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| | (1) 障害者自立支援法の施行 | 1 |
| | (2) 事業計画の概要 | 2 |
| | (3) サービスの再編 | 4 |
| | (4) 3年間のあゆみ | 5 |
| | (5) 障害福祉計画の改定に当たって | 6 |
| 2 | 計画策定の考え方 | 7 |
| | (1) 計画の位置付け | 7 |
| | (2) 基本理念 | 8 |
| 3 | 平成21年度から平成23年度までの自立支援給付等数値目標 | 9 |
| | (1) 自立支援給付 | 9 |
| | ア 訪問系サービス | 11 |
| | イ 日中活動系サービス | 12 |
| | ウ 居住系サービス | 15 |
| | エ 指定相談支援(サービス利用計画作成) | 17 |
| | (2) 地域生活支援事業 | 18 |
| | ア 実施内容 | 18 |
| | イ 量の見込みおよび実施に向けての考え方 | 20 |
| | (ア) 相談支援事業 | 20 |
| | (イ) コミュニケーション支援(手話通訳者・要約筆記者派遣等) | 20 |
| | (ウ) 日常生活用具費の給付等 | 21 |
| | (エ) 移動支援事業(ガイドヘルパー派遣等) | 22 |
| | (オ) 地域活動支援センター | 22 |
| | (カ) 日中一時支援事業 | 23 |
| | (キ) 自動車運転教習費補助事業 | 23 |
| | (ク) 自動車改造費補助事業 | 24 |
| | (ケ) 点字図書給付等事業 | 24 |
| | (コ) 奉仕員等養成事業(隔年実施) | 25 |
| | (3) 地域生活への移行 | 26 |
| | ア 施設入所者の地域生活への移行 | 27 |
| | イ 入院中の精神障害者の地域生活への移行 | 29 |



| | | |
|------|------------------------------|----|
| ウ | 福祉施設から一般就労への移行 | 30 |
| 4 | 平成21年度から平成23年度までの重点的な取組事項 | 31 |
| (1) | 地域における生活空間の確保 | 31 |
| (2) | 就労支援の強化と就労の促進 | 33 |
| (3) | サービス事業者と人材の確保・育成 | 34 |
| (4) | 情報のバリアフリー化の推進 | 35 |
| 5 | 円滑な計画の推進に向けて | 36 |
| (1) | 自立支援協議会の運営推進 | 36 |
| (2) | 地域の実態把握と、情報共有の推進 | 36 |
| (3) | 地域社会との連携充実 | 36 |
| (4) | 次期障害者計画に向けた総合的な方針検討 | 37 |
| 6 | 青梅市障害者自立支援協議会協議記録 | 38 |
| 7 | 青梅市障害者自立支援協議会委員名簿 | 39 |
| < | 資料編 | > |
| | | 41 |
| (1) | 市内にある障害者施設（通所型・平成20年3月現在） | 43 |
| (2) | 市内にある障害者施設（入所型・平成20年3月現在） | 44 |
| (3) | 総人口 | 45 |
| (4) | 障害者手帳保持者数 | 45 |
| (5) | 自立支援医療（精神通院）受給者数（各年度3月31日現在） | 45 |
| (6) | 障害者手帳保持者数の推移 | 46 |
| (7) | 障害の種類と等級（身体障害者・平成19年度） | 46 |
| (8) | 障害の種類と等級（知的障害者・平成19年度） | 47 |
| (9) | 障害の種類と等級（精神障害者・平成19年度） | 47 |
| (10) | 障害者別人数推移 | 48 |
| (11) | 障害者数推移（予測） | 51 |
| (12) | 年齢別サービス件数推移 | 53 |
| (13) | 補助金の状況 | 57 |
| (14) | 施設利用状況 | 60 |
| (15) | 身体障害者補装具等 | 64 |
| (16) | 身体障害者障害別医療内容 | 65 |
| (17) | 点字図書・福祉電話・緊急通報事業 | 67 |



| | |
|---------------------------|----|
| (18) 身体障害者自動車運転教習・改造事業 | 68 |
| (19) 派遣事業 | 69 |
| (20) 福祉手当 | 70 |
| (21) 介護給付事業 | 72 |
| (22) 障害者自立支援の状況 | 73 |
| (23) 障害者自立支援法(みなし施設)の利用状況 | 74 |
| (24) 身体障害者5歳ごとの推計 | 75 |
| (25) 知的障害者5歳ごとの推計 | 76 |
| (26) 精神障害者5歳ごとの推計 | 77 |



1 計画策定の背景と趣旨

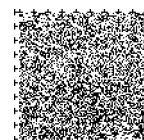
(1) 障害者自立支援法の施行

平成18年(2006年)4月に、障害者自立支援法が施行されました。この法律は、障害種別ごとの異なる法律にもとづいて提供されていた障害福祉サービスを一元化し、共通の制度の下で提供するような制度に改正されました。

その主な特徴は、次のとおりです。

3 障害(身体障害、知的障害、精神障害)の障害者施策を一元化
実施主体を市区町村とし、都道府県はバックアップ
利用者本位のサービス体系に再編
国の規制緩和を受けて、市区町村の地域の実情に応じたサービス提供が可能
障害者がもっと働ける社会を目指すため、就労支援の抜本的強化、推進
障害程度区分の導入に伴い、支給決定の透明化と明確化
国の財政責任を明確にし、費用を義務的に負担する原則
サービス利用に際して、利用者に応分の負担

市区町村は、この障害者自立支援法にもとづいて、障害福祉計画を策定することが定められました。そこで平成18年度に各市区町村は、自立支援給付や地域生活支援事業のスムーズな実施を目標として、必要なサービス量を見込み、確保するための方策を、第1期障害福祉計画に盛り込むことになりました。



自立支援法の特徴

- ・ これまで別々に提供されてきたサービス（身体障害、知的障害、精神障害）の一元的な提供
- ・ サービス提供主体は、市区町村に変更
- ・ 利用者は、サービス利用の際に1割を負担
- ・ 国の財政責任が明確化され、費用を義務的に負担することが原則
- ・ 障害者がもっと働ける社会を目指すため、就労支援を推進
- ・ 国は規制を緩和して、市区町村がそれぞれの地域の実情に応じたサービスが提供可能

（２）事業計画の概要

障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市区町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されました。

さらに、「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」および身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具費」に分けられました。

この自立支援給付のうち、「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたものが「障害福祉サービス」です。

また、「地域生活支援事業」は、「必須事業」と「その他事業」に分けられました。このうち、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具費給付とう事業、地域活動支援センター事業の5事業が「必須事業」、日中一時支援事業などの市区町村で独自に行う、それ以外の地域生活支援事業は、「その他事業」と位置付けられました。

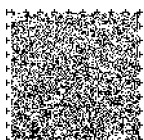
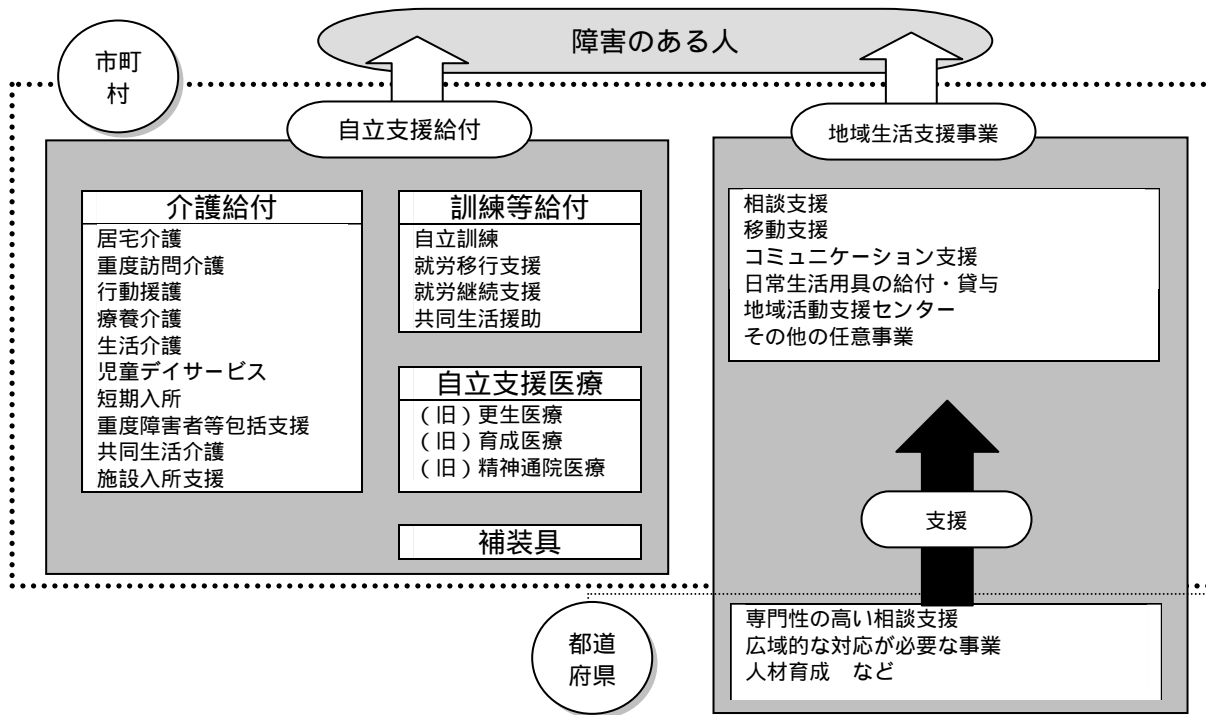


図1 総合的な自立支援システムの構築



(3) サービスの再編

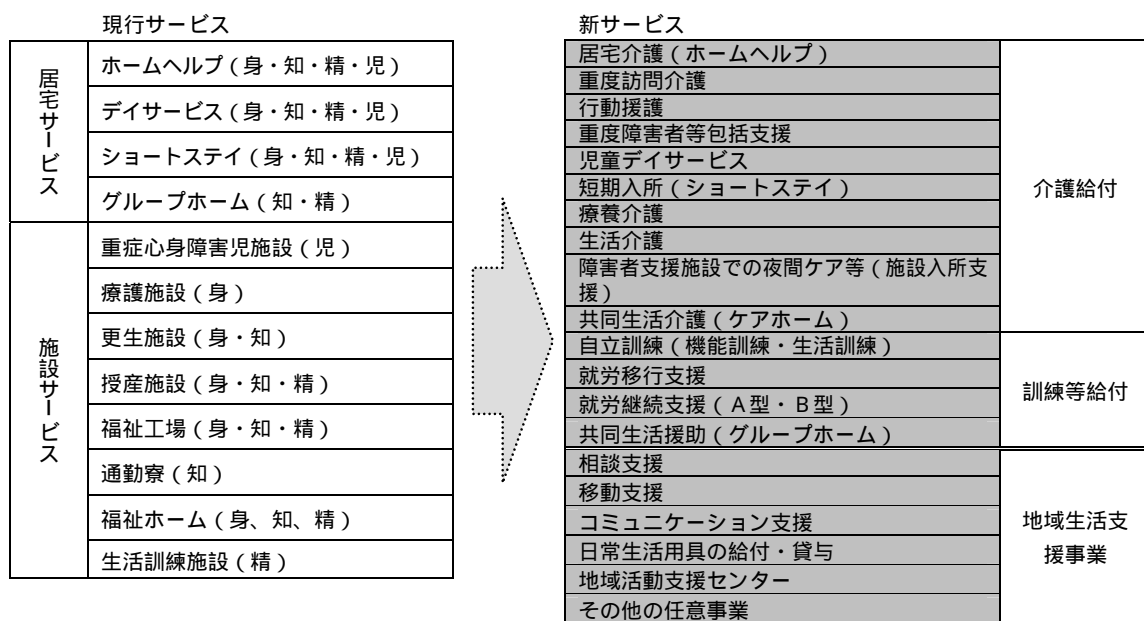
障害のある人への障害福祉サービスは、障害の種別にかかわらず、障害のある人の能力や適性に応じた個別の支援が行われるように再編されました。

入所施設においては、「日中活動の場」と「住まいの場」を分離し、昼間は、「介護給付」または「訓練等給付」のサービスのうちから、利用者の生活スタイルに合わせて複数のサービスを利用することが可能となっています。

また、夜間は、身辺介護や生活支援が必要な入所者のための「施設入所支援」により、「住まいの場」としての役割を果たすことになりました。

障害者自立支援法の施行に伴い、従前の入所施設などの福祉施設は、平成23年度までに障害者自立支援法に定める施設に移行することが求められています。

図2 福祉サービスに係る自立支援給付の体系



(注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

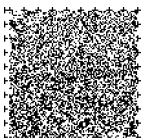
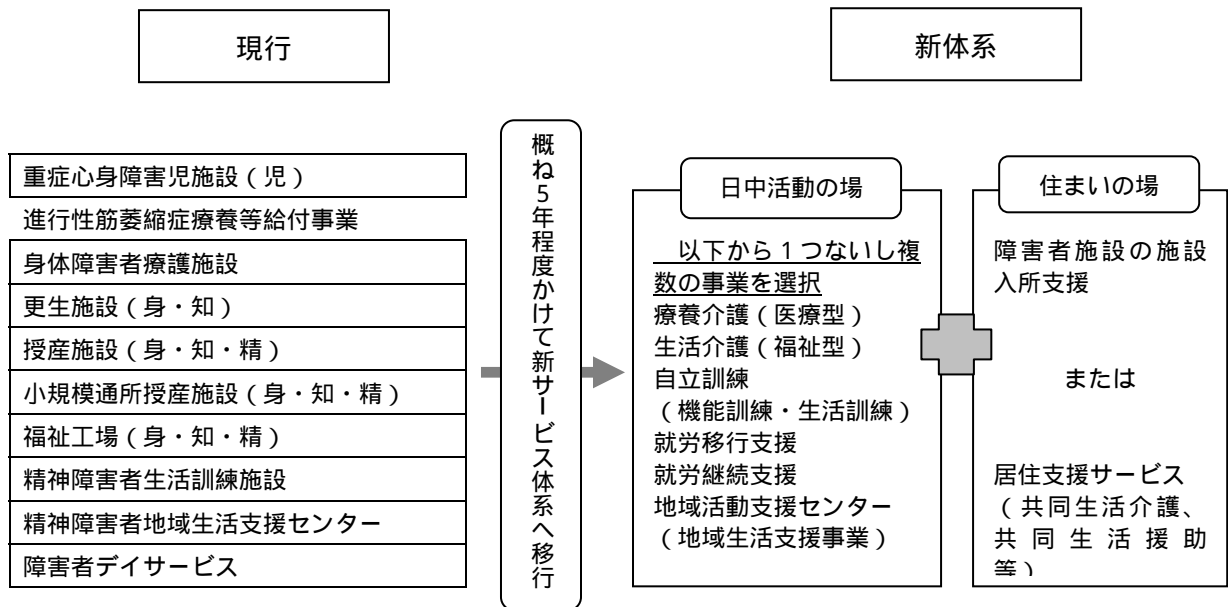


図3 施設体系の見直し



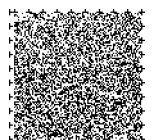
注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

(4) 3年間のあゆみ

第1期としての本計画期間は、障害者自立支援法にもとづく施策の展開や、各種のサービス基盤の整備などが中心となり、模索を重ねながら事業を行う期間となりました。

その検証を行う中で、改めて障害者自立支援法の目的や狙い、施策の方向性などの確認に努める一方で、これまでの障害者福祉の状況や本市の実情などを踏まえると、今後の第2期計画を策定する中で、計画期間内での目標の達成は必ずしもすべて容易ではない状況も浮かび上がってきています。

特に本市は、他の市区町村と比較し、高齢者福祉施設および障害者の入所の居住施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が、集中しているという特殊性があります。



国は、障害者自立支援法において「地域への回帰促進」という目的を定めております。このことは、長年、福祉施設等の配置の在り方に取り組んできた本市の現状からすると、今後の福祉施設等の増設については、慎重に検討すると同時に、地域への回帰を促進するための地域づくりと在宅サービスの整備を強く意識する必要があります。そのためには、福祉施設等が集中している青梅市が単独で計画を推進するだけではなく、国や都との協議を重ね、財政支出を含めた連携を深めた上での計画推進が不可欠となります。

このように、第1期目の本市の障害者福祉の取組の結果を踏まえつつ、今後は、第2期目の取組に引き続いていかなければなりません。

(5) 障害福祉計画の改定に当たって

第1期計画では、各年度のサービス量等を見込むとともに、現行の施設・事業が障害者自立支援法に定める新体系への移行を完了する、平成23年度に向けた計画目標値を算出しました。中間年である、平成20年度は、第1期計画を踏まえつつ、平成23年度に向けた取組を見直します。

障害者自立支援法が施行されてから、幾つかの問題点が浮かび上がってきました。主な問題点としては、次のとおりです。

1 割負担を原則とする利用者負担

事業者の経営基盤がぜい弱である。

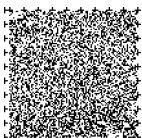
サービスの質と人材の確保が困難である。

国は、緊急措置として、次のような軽減施策を実施、計画しています。

低所得者の利用者負担の軽減

通所サービス、居宅系サービスへのサポートなど

このような制度上の背景の中、青梅市では、第1期の計画を踏まえ、課題の整理・分析を行い、障害者の自立した日常生活・社会生活を可能とするためのサービス基盤の整備を目的として第2期の障害福祉計画の策定を行います。



2 計画策定の考え方

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項にもとづき、平成18年度に策定された「青梅市障害者計画（第2期）」の後期実施計画として策定したものです。

この「青梅市障害者計画（第2期）」は、本市における障害のある人のための施策等に関する基本的な計画であり、障害者基本計画第9条第3項にもとづき策定したものです。

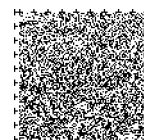
また、本計画は、本市の上位計画に当たる「青梅市総合長期計画」および他の福祉関連計画との整合を図り策定しました。

障害者基本法 第9条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

障害者自立支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。



(2) 基本理念

本計画は、平成18年度に策定した「青梅市障害者計画（第2期）」（平成19年（2007年度）から平成23年（2011年度））の基本理念を、前期の第1期障害福祉計画に引き続き共有し、推進するものとなりました。

青梅市障害者計画（第2期）の第2章「計画の基本的な考え方」には、

『 **味わいのある人生を走ろう**
～だれもがその人らしく暮らせるまちづくり～ 』

というスローガンを掲げています。

このスローガンには、次の6つの考え方が含まれています。

共生する地域社会の実現

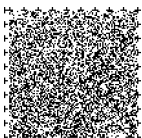
安らぎや味わいのある豊かな生活の実現

自分らしさを追求し成長するプロセスの尊重

だれもが持てる力を発揮できる社会の実現

心のバリアフリーの実現

豊かなコミュニケーションのあふれる福祉のまちづくり



3 平成21年度から平成23年度までの

自立支援給付等数値目標

(1) 自立支援給付

第1期の障害福祉計画では、障害福祉サービスの見込量は、障害者自立支援法にもとづく施設体系の見直しにより、施設・事業所等がおおむね5年間を掛けて障害者自立支援法に定める新サービス体系に移行していく中で、新サービス体系として提供するサービス見込量を算定していました。

今回のサービス見込量は、平成18年から20年までの実績を参考にした現在想定される需要量であり、上限を示す値ではありません。そのため、今後の施設・事業の新サービス体系への移行時期や移行する事業、利用状況などによって変動することがあります。

指定障害サービス等の項目

- ・訪問系サービス
(居宅介護サービス【介護給付】)
- ・日中活動系サービス
(施設での日中介護サービス【介護給付】 / 自立訓練【訓練等給付】
/ 就労支援【訓練等給付】)
- ・居住系サービス
(居住系サービス【介護給付】【訓練等給付】)
- ・指定相談支援(サービス利用計画作成)

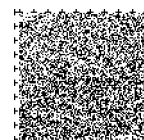
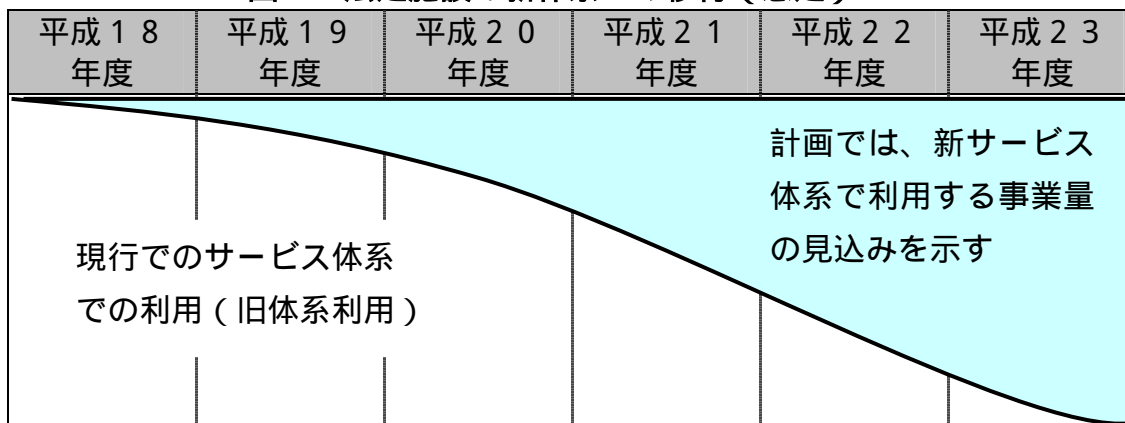


図4 法定施設の新体系への移行（想定）



ア 訪問系サービス

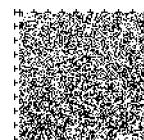
< 事業の概要 >

居宅介護サービス【介護給付】

| 事業名 | 内容 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護 | 居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由で、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。 |
| 行動援護 | 知的または精神障害により、行動上著しい困難がある方で常時介護を要する方に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。 |
| 重度障害者等 包括支援 | 常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。 |

< サービス見込量（1か月当たり） >

| 年度 事業名 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 居宅介護 | | | | | |
| 重度訪問介護 | 1,184 | 1,863 | 2,049 | 2,254 | 2,479 |
| 行動援護 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| 重度障害者等 包括支援 | | | | | |



【サービス見込量の考え方】

- ・ 平成18年から20年までの利用実績を基に、利用者数の伸びや障害者手帳保持者数の伸び等を踏まえて、見込量を設定しました。

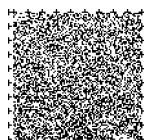
見込量の確保策の考え方

- ・ 居宅介護事業においては、サービスを提供する事業者はほぼ充足していますが、その他の事業や利用者の増加、さらに、利用者の地域移行の促進に伴い、サービス利用が今よりも増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し国や都からの情報提供を行い、今後見込まれる多様なサービスの提供が確保できるよう努めます。
- ・ サービスの質の向上を図るため、事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。
- ・ 利用者に対し、サービス選択の幅を広げるための事業者情報の提供に努めます。
- ・ より多くの障害がある人が利用できるように、環境の整備を図ります。

イ 日中活動系サービス

<事業の概要>

| 事業名 | 内容 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 療養介護 | 医療を要する障害者で常時介護を要する方に対し、主に昼間、病院、その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。 |
| 生活介護 | 常時介護を必要とする方に対し、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。 |
| 児童デイサービス | 障害のある児童に対し、施設において日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供します。 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 介護者が病気などの理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。 |

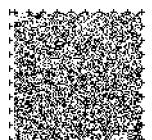


(ア) 自立訓練【訓練等給付】

| 事業名 | 内容 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自立訓練 (機能訓練) | 身体機能・生活能力の維持・向上等の支援に必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事などの訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。 |

(イ) 就労支援【訓練等給付】

| 事業名 | 内容 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 就労移行支援 | 就労を希望する対象者に、定められた期間、生活活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等が受けられます。 |
| 就労継続支援 (A型：雇用) | 雇用契約にもとづく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を行います。 |
| 就労継続支援 (B型：非雇用) | 就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、知識・能力が高まった者については、就労への移行に向けた支援を行います。 |



< サービス見込量（1か月当たり） >

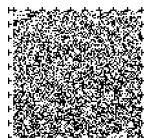
| 事業名 \ 年度 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 療養介護 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 生活介護 | 14人 | 33人 | 66人 | 84人 | 102人 |
| 児童デイサービス | 12人 | 12人 | 14人 | 18人 | 22人 |
| 短期入所 （ショートステイ） | 46人 | 51人 | 66人 | 86人 | 112人 |
| 自立訓練 （機能訓練） | 0人 | 1人 | 2人 | 2人 | 3人 |
| 自立訓練 （生活訓練） | 1人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 |
| 就労移行支援 | 3人 | 8人 | 13人 | 18人 | 24人 |
| 就労継続支援 （A型：雇用） | 0人 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 |
| 就労継続支援 （B型：非雇用） | 38人 | 36人 | 67人 | 100人 | 125人 |

【サービス見込量の考え方】

- ・ 療養介護は、平成18年から20年までの進行性筋萎縮症者療養等給付事業の実績を基に、見込量を設定しました。
- ・ 児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）は、平成18年から20年までの利用実績を基に、利用者数の伸び等を踏まえて、見込量を設定しました。

< 見込量の確保策の考え方 >

- ・ 今後はサービスの提供に向けて、事業者の意向や移行時期などの情報収集に積極的に努めるとともに、広く情報提供を行い、事業者の障害者自立支援法にもとづく新しい体系への移行が円滑に行われるよう支援します。また、市内に必要な施設や不足が見込まれるサービスについては、国や都の施策を活用した新たな事業者支援、開拓など、サービスの提供が確保されるよう施策の検討を行います。
- ・ 市が設置主体の施設（青梅市自立センター、青梅市しろまえ児童学園）については、障害者自立支援法にもとづく新しい体系に移行した後でも、サービスの提供が確保できるような体制の整備を検討します。



- ・ 障害のある人、就労を希望する人を支援するために、「青梅市障害者就労支援センター」を平成20年10月1日に設置しました。今後は、事業発展に向け公的機関・民間企業・福祉施設等と連携し、就労に関する支援を総合的な観点から計画的に取り組みます。

ウ 居住系サービス

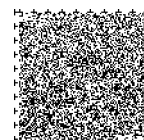
<事業の概要>

居住系サービス【介護給付】【訓練等給付】

| 事業名 | 内容 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共同生活介護 (ケアホーム) | 生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者や精神障害者に対し、地域において自立した日常生活を営む上で必要な家事などの支援、食事や入浴などの介護、相談支援等を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者や精神障害者に対し、地域において自立した生活を営む上で必要な家事などの支援、相談支援等を行います。 |
| 施設入所支援 | 障害者支援施設において、生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、主に夜間において必要な入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。 |

<サービス見込量(1か月当たり)>

| 事業名 \ 年度 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------------------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 共同生活介護 (ケアホーム) | 41人 | 42人 | 46人 | 51人 | 56人 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | | | | | |
| 施設入所支援 | 8人 | 13人 | 27人 | 43人 | 103人 |

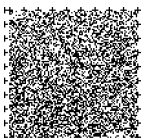


【サービス見込量の考え方】

- ・ 共同生活介護および共同生活援助は、平成18年から20年までの利用実績を基に、利用者数の伸びや各種の手帳保持者数の伸びなどを踏まえて、必要な見込量を設定しました。
- ・ 施設入所支援は、平成18年から20年までの利用実績を基に、見込量を設定しました。

<見込量の確保策の考え方>

- ・ サービスの提供に向けて、サービス提供事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を整備し、必要に応じた事業者への支援を行います。
- ・ 施設入所支援は、平成23年度までの法内施設への移行を踏まえて、段階的な移行を想定して見込量を設定しました。



エ 指定相談支援（サービス利用計画作成）

< 事業の概要 >

| | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サービス利用計画作成 | 計画的な支援を継続的に必要とする障害者等に対して、指定相談事業者がサービス利用計画作成し、障害福祉サービス提供事業者・施設からサービス利用のあっせん・調整、モニタリングを受けます。このサービス利用計画作成費に利用者負担はありません。 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

< サービス見込量（1か月当たり） >

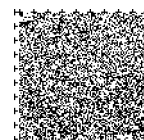
| 事業名 \ 年度 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| サービス利用計画作成 | 0人 | 1人 | 2人 | 4人 | 6人 |

【サービス見込量の考え方】

- ・ 今回の国の方針を踏まえ、今後のサービス利用者の増加を見込みました。
- ・ 見込量は、平成18年から20年までの利用実績を踏まえて設定しました。

< 見込量の確保策の考え方 >

- ・ サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の上に立った公平で公正な利用計画の作成が行えるよう、関係機関と連携をします。
- ・ サービス事業者や施設、地域の自治会役員、民生・児童委員などからの情報を生かし、利用者が求める必要なサービス利用を図れるような体制作りに取り組みます。
- ・ サービスの利用促進のための周知、広報活動に努めます。

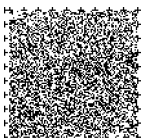


(2) 地域生活支援事業

ア 実施内容

障害者自立支援法により始まった地域生活支援事業は、市区町村が実施主体となりました。

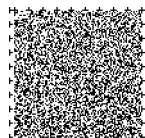
事業には5つの必須事業として、障害者および障害児の保護者等からの相談に応じ必要な情報の提供等を行う相談支援事業、視覚や知的に障害のある方へガイドヘルパーの派遣をする移動支援事業、聴覚等に障害がある方に手話通訳者等の派遣を行うコミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付または貸与をする日常生活用具費給付等事業、障害者等に創作的活動や生産活動等の機会の提供等を図る、地域活動支援センター事業があります。また、市が任意に行うことができるその他事業として、日中において障害者および障害児を一時的に預かり保護する日中一時支援事業等があります。



< 事業の概要 >

| 分類 | 事業名 | 内容 |
|------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 必須事業 | 相談支援事業 | 障害者や障害児の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行います。 |
| | コミュニケーション支援事業 | 意思の伝達に支援が必要な障害者等に対して、手話通訳等を派遣する事業などを行います。 |
| | 日常生活用具費給付等事業 | 日常生活における便宜を図るため、重度の障害者に補装具以外の機器で自立した日常生活を支援する用具費の給付および用具の貸与を行います。 |
| | 移動支援事業 | 自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。 |
| | 地域活動支援センター事業 | 創造的な活動や、生産活動など様々な活動を支援する場としての機能を強化するとともに、専門職員等を配置して、医療・福祉・地域との連携を強化し、障害者の地域生活を支援します。 |

| 分類 | 事業名 | 内容 |
|-------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| その他事業 | 日中一時支援事業 | 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などを行います。 |
| | 自動車運転教習費補助事業 | 障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助することにより、心身障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図ります。 |
| | 自動車改造費補助事業 | 障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図ります。 |
| | 点字図書給付等事業 | 希望する図書の点字変換費用の補助を行います。 |
| | 奉仕員等養成研修事業 | 手話奉仕員（通訳者）、要約に必要な技術などを習得した要約筆記奉仕員、点訳または朗読に必要な技術を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成する研修を実施します。 |



イ 量の見込みおよび実施に向けての考え方

(ア) 相談支援事業

< 量の見込み >

| 項目 \ 年度 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 相談支援事業 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 2 か所 |
| 自立支援協議会 1 | 0 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |

1 相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場

実施に向けての考え方

- ・ 平成19年度に開設した青梅市地域活動支援センターの機能を充実し、相談支援事業の強化を図ります。
- ・ 障害種別や特性を考慮した相談支援体制を検討し、地域における相談支援ネットワークの構築、拡大に向け取組を図ります。
- ・ 平成20年度に設置した青梅市障害者地域自立支援協議会において、より困難なケースや権利擁護への対応を図っていきます。

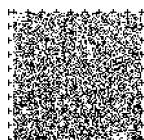
(イ) コミュニケーション支援（手話通訳者・要約筆記者派遣等）

< 量の見込み >

| 項目 \ 年度 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 42人 | 47人 | 50人 | 53人 | 55人 |
| 延べ利用時間 | 482時間 | 474時間 | 478時間 | 486時間 | 494時間 |

実施に向けての考え方

- ・ 平成18年から20年までの利用実績を踏まえて、引き続き必要な施策を実施し、対象者の拡大に向け検討を行い、事業の充実を図ります。
- ・ 手話講習会等の開催などにより、手話通訳者、手話通訳奉仕員等の養成を実施し、さらにより良い事業となるよう検討します。



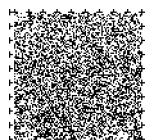
(ウ) 日常生活用具費の給付等

< 量の見込み >

| 年度 項目 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 給付件数 | 2,978件 | 2,459件 | 2,500件 | 2,520件 | 2,540件 |

< 実施に向けての考え方 >

- ・ 平成18年から20年までの利用実績を踏まえて、引き続き必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。
- ・ 技術の進歩、発展による日常生活用具の機能向上を想定し、機敏な対応を図る事業体制の整備を検討し、実施に努めます。
- ・ 国や都の新たな取組による施策を活用して、必要に応じた支援を検討し、可能な範囲で実施します。



(エ) 移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣等)

< 量の見込み >

| 年度 項目 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------|--------------|---------------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 120人 | 125人 | 144人 | 165人 | 190人 |
| 延べ利用時間 | 9,838時間 | 10,782時間 | 12,291時間 | 14,134時間 | 16,254時間 |

< 実施に向けての考え方 >

- 平成18年から20年までの利用実績を踏まえて、引き続き必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。

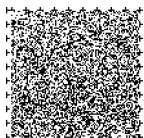
(オ) 地域活動支援センター

< 量の見込み >

| 年度 項目 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 1,310件 | 2,431件 | 3,281件 | 3,850件 | 4,350件 |

< 実施に向けての考え方 >

- 平成19年度に設置した青梅市地域活動支援センターの基礎的事業や機能強化事業の一層の充実を図り、事業所等に情報提供や支援を行う体制の整備を検討し実施します。
- 基礎的事業として、創作的活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動機会の提供を実施します。
- 機能強化事業(型)として、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員の配置による相談支援事業の強化や福祉および地域の社会基盤との連携の強化、地域住民ボランティアの育成や普及啓発などの事業の実施をまいります。
- 障害者(児)や保護者、学校等と連携した地域のネットワークの構築を図ります。



(カ) 日中一時支援事業

< 量の見込み >

| 年度 項目 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 71人 | 90人 | 112人 | 140人 | 175人 |
| 延べ利用日数 | 872日 | 952日 | 1,044日 | 1,161日 | 1,308日 |

< 実施に向けての考え方 >

- ・ 平成18年度から新たに開始された事業のため、平成18年から20年までの利用実績を踏まえて、今後の利用見込量を設定します。
- ・ 現状では、サービスを提供する事業者が少ないことから、今後のサービス利用の増加を見込んだ上での事業者の開拓、確保のための検討を行います。
- ・ 国や都の施策を活用して、必要に応じた事業者への支援を検討し、可能な範囲で実施します。

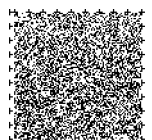
(キ) 自動車運転教習費補助事業

< 量の見込み >

| 年度 項目 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 0人 | 0人 | 1人 | 2人 | 2人 |

< 実施に向けての考え方 >

- ・ 平成18年から20年までの利用実績を踏まえて、引き続き障害のある人の社会参加に向けて自動車運転教習費の補助を実施します。



(ク) 自動車改造費補助事業

< 量の見込み >

| 年度 項目 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 |

< 実施に向けての考え方 >

- ・ 平成18年から20年までの利用実績を踏まえて、引き続き障害のある人の社会参加に向けて自動車改造費の補助を実施します。

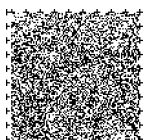
(ケ) 点字図書給付等事業

< 量の見込み >

| 年度 項目 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 0人 | 0人 | 1人 | 2人 | 2人 |

< 実施に向けての考え方 >

- ・ 平成18年から20年までの利用実績を踏まえて、今後の利用見込量を設定します。
- ・ 障害のある人の文化、教養享受の機会を確保するため、引き続き点字図書給付費の助成を実施します。



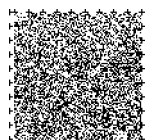
(コ) 奉仕員等養成事業(隔年実施)

<量の見込み>

| 年度 項目 | 平成19年度 実績 | 平成20年度 見込み | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 実施回数 | 0回 | 30回 | 0回 | 30回 | 0回 |
| 修了者数 | 0人 | 12人 | 0人 | 25人 | 0人 |

<実施に向けての考え方>

- ・ 従来から隔年で実施している事業ですが、平成18年と20年の参加実績を踏まえて、今後の修了者の見込量を設定します。
- ・ 今回の第2期策定における国の重点項目のため、その趣旨を踏まえ、関係機関や関係団体等と連携を図ります。
- ・ 国や都の施策を活用して、必要な事業を検討し、可能な範囲で実施します。



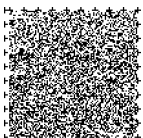
(3) 地域生活への移行

施設入所者および退院可能な精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、新たな国や都の基本指針にも即して地域の実情に応じた、平成 23 年度における数値目標を設定しました。

目標の設定に当たっては、平成 18 年に制定した第 2 期青梅市障害者計画の内容を基本としました。

・数値目標の設定項目

- ・ 施設入所者の地域生活への移行
- ・ 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ・ 福祉施設から一般就労への移行



ア 施設入所者の地域生活への移行

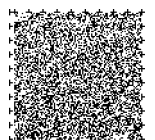
障害者自立支援法の趣旨を踏まえつつ、施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、従前の法体系で福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、平成18年から20年度までの実績を考慮して、平成23年度末における地域生活に移行する者の人数目標を設定しました。

【国】

- ・ 平成18年の計画策定時点の入所施設の入所者数の1割以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて平成23年度末時点の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

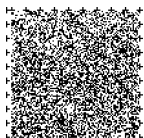
【都】

- ・ 市区町村は、支給決定を行っている施設入所者の1割以上の者が、平成23年度末までに地域生活に移行できるように、地域生活移行後の生活基盤の整備に計画的に取り組むものとする。
- ・ 都では、平成23年度末の入所定員数は、平成17年10月1日現在の定員数を超えないものとする。



【青梅市】

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------------|------|-------------------------------------|
| 現在の施設入所者数 (A) | 115人 | 平成17年10月1日の数 |
| 【目標値】 地域生活への移行想定数 (B) | 9人 | (A)のうち、平成23年度末までに 地域生活へ移行する者の目標値 |
| 地域生活移行者数 | 3人 | (A)のうち、平成19年度末までに 地域生活へ移行した者の数 |
| 新たな施設入所支援利用者 (C) | 9人 | 平成23年度末までに新たに施設入所 支援が必要な利用人数見込み |
| 平成23年度末の施設入所者数 (D) | 115人 | 平成23年度末の利用人員見込み (A) - (B) + (C) |
| 【目標値】 施設入所者削減見込み (E) | 0人 | (A) - (D) |



イ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成18年から20年までの実績を踏まえながら、市民で平成24年度までに受入条件が整えば、退院可能な精神障害者が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度までの退院可能精神障害者数の減少目標を設定します。

【国】

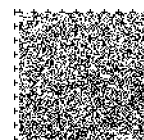
- ・ 平成24年度までに受入条件が整えば、退院可能な精神障害者が退院することを目指す。
- ・ 医療計画における基準病床数の見直しを進める。

【都】

- ・ 都では、暫定的に約5,000人を各市区町村の人口比で案分して算定した人数を地域移行の対象者数（目標値）とする。
- ・ 都では、平成18年度を初年度とし、10年後の平成27年度末までの退院を目指すこととし、各市区町村は、平成23年度末において暫定的な対象者の5割以上の者が地域生活へ移行することを目指すものとする。

【青梅市】

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------------|-----|---------------------------------------------------------|
| 現在の退院可能精神障害数 (A) | 58人 | 平成14年患者調査における退院可能精神障害者数を基に、東京都の約5,000人分を各市区町村の人口比で案分した数 |
| 【目標値】 地域生活への移行想定数 (B) | 29人 | 上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数 |
| 19年度末までの減少数 | 1人 | 上記のうち、平成19年度末までに減少した数 |



ウ 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の人数目標を設定します。

【国】

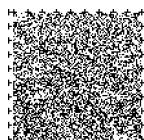
- ・ 平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。

【都】

- ・ 市区町村障害者就労支援事業を、平成23年度までにすべての市区町村で実施することを目指す。
- ・ 施設外授産または企業内通所授産事業について、就労移行支援事業を実施する事業者はもとより、市区町村障害者就労支援事業を実施する事業者も活用できるよう検討し、すべての市区町村で実施することを目指す。
- ・ 市区町村は、平成23年度中に一般就労に移行する者の数が、平成17年度の一般就労への移行実績の2倍以上となることを目指す。

【青梅市】

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--------------------|----|------------------------------------|
| 過去3年平均の年間一般就労者数 | 2人 | 平成15年～17年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の平均 |
| 【目標値】 年間の一般就労者数 | 4人 | 平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数 |
| 平成19年度の一般就労移行者数 | 1人 | 平成19年度において一般就労した者の数 |



4 平成21年度から平成23年度までの

重点的な取組事項

(1) 地域における生活空間の確保

取組の趣旨

障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、今後、地域で生活する障害者が増えていく中で、障害のある人が社会で生活していく環境を、地域全体でサポートしていく必要があります。そのためには、個々の障害者の生活ニーズをとらえ、地域全体で理解を深めることが大切です。

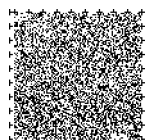
市は、障害者が地域で安心して自立した生活のできる環境を整備するために、地域で暮らす障害者のニーズに沿った総合的な取組を行う必要があります。

課題

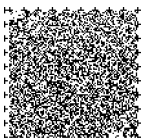
地域へ移行する障害者が増加することから、障害者の生活ニーズの多様化が予想されます。子どもも含めた個々の障害者の生活ニーズの把握に力を入れ、きめ細やかなサポートが必要となっています。

取組の内容

- ・ 例えば、施設から地域へ障害者が移行し、就労等の新しい生活スタイルに変わった際に支援が得られないと、障害者が孤立することも考えられます。また、家族から独立した障害者や、学校とのつながりのなくなった障害のある児童なども同様に孤立する可能性が出てきます。このような孤立のリスクを回避するための対策として、障害者が安心して交流や体験することができる空間（場）の確保に努めます。
- ・ 障害者が地域に移行し、地域での生活を継続していくためには、障害者本人への支援だけでなく、家族や介助者への支援が必要となります。グループホーム、ケアホーム等の地域の社会資源を十分に活用し、障害者が安全で安心な生活をするため、地域全体で支援するための基盤整備を推進していきます。



- ・ 国や都等が実施する各種の権利擁護事業や成年後見制度の啓発・広報活動に努めるとともに、障害者に対する差別や虐待防止など、障害者の権利擁護のための取組の充実に努めます。
- ・ 障害のある方のライフスタイルに合わせた相談の体制を検討し、関係する部署と連携して相談支援体制の構築に努めます。



(2) 就労支援の強化と就労の促進

取組の趣旨

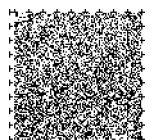
障害者が、地域で自立した生活を営むためには、安定した経済基盤の確保が不可欠となります。そこで、青梅市障害者就労支援センターとハローワーク等との連携により、障害者の安定した一般就労の場を確保します。

課題

- ・ 障害者が、一般就労で働く上で困難な部分は、個々に異なります。障害者の一般就労を支援する体制を構築していくためには、企業は、その状況を十分に把握することが不可欠です。
- ・ 市や地域社会は、企業が悩み抱える課題を把握し、企業に対して、障害者の一般就労に向けた取組の支援をする必要があります。

取組の内容

- ・ 個々に異なる障害者の事例に対して、市、施設、企業等が、連携して協議を重ね、継続した一般就労の支援体制の取組を構築し、推進していきます。
- ・ 障害者の働く意欲を大切にするための技術を高めるための体験、実習の場の開拓に努めます。
- ・ 障害者が一般就労した後も、継続し安定した就労環境を確保、維持するために、市や青梅市障害者就労支援センターなどは、就労している障害者や離職した障害者のための相談支援体制を確保するとともに、あわせて、企業の抱える障害者等にかかる問題解決のためのサポート体制も確保していきます。



(3) サービス事業者と人材の確保・育成

取組の趣旨

障害者自立支援法に定める指定障害サービス事業者は、人材の確保・育成が困難な状況が見られ、課題となっています。

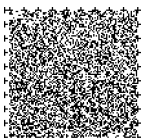
そこで、事業者の抱える問題を把握し、障害者の地域移行に対応するための、安定した人材の確保、育成のための体制の確立に努めます。

課題

- ・ 障害福祉サービスを提供する体制を充実させていくためには、障害者福祉に携わる人材を確保し、育成するための支援体制の確立が必要です。
- ・ 障害者福祉に携わる人材を確保、維持するためには、職員の意識を高め、支援する体制を確立することにより、職場への定着を図ることが必要です。

取組の内容

- ・ 市や関連機関は、障害福祉サービス事業者が十分な技能や潜在的な能力を持った人材を確保できるように、福祉系大学や専門学校、高等学校、企業等を巻き込んだネットワークの構築を支援します。
- ・ 市や関連機関は、障害福祉サービス事業所職員等が必要と認める場合には、職員等に対するメンタルサポートの体制構築等の検討、充実を図ります。
- ・ 市は、国や都が実施する研修等を活用し、障害福祉サービス事業者が3障害別の対応技術の向上を図りスキルアップできるよう、継続した支援、助言を行います。また、必要な研修体制の整備に取り組みます。



(4) 情報のバリアフリー化の推進

取組の趣旨

情報とは、それを必要とした者が、適切な判断をし、行動の意思決定をするために必要な事柄ですが、障害者には、個々の障害のために重要な情報を逃し、自立した生活を営む上で支障となることがあってはなりません。

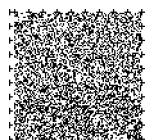
そのため、新たな情報技術を積極的に活用できるような支援体制を推進し、情報のバリアフリー化を目指します。

課題

- ・ 保健・医療・福祉等の各分野が、それぞれの役割を果たしながら、障害者が生活していく上で必要となる様々な情報を、容易に入手できるように連携し、効果的な情報提供の支援に努める必要があります。

取組の内容（事業例を含む。）

- ・ 個々の障害の種別や程度により、情報提供の方法が異なることを理解し、必要な方法で有効な伝達を図れるような支援体制の検討を図ります。
- ・ インターネット等の様々な情報媒体を活用することで、個々の障害種別や程度に合った情報提供の仕組みを検討します。
- ・ 視覚障害がある方などのために、市が作成する文書でSPコードを添付することができるものについては、積極的にSPコード化の促進を図ります。
- ・ 情報技術や伝達機器の急速な進歩により、各種のソフト媒体等を活用することで従来の支援に代わる効果が図れるようになってきていることから、新たな技術を効果的に利用する支援体制の検討を図ります。



5 円滑な計画の推進に向けて

(1) 自立支援協議会の運営推進

障害者福祉に関する総合的な協議・連携の場として、また、本計画（第2期障害福祉計画）などに関する検討機関として、青梅市障害者地域自立支援協議会の運営を推進します。

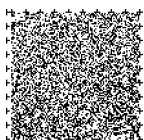
(2) 地域の実態把握と、情報共有の推進

国や都などが示す目標、サービス水準と地域の連携確保が求められる中で、本市の実態との関連性や、状況把握を適切に行うため、各指標や関連データ等の適切な収集・把握に努めます。

また、得られた情報については、自立支援協議会等における共有化を進め、地域の実情を踏まえた共通認識づくりや目標の妥当性検討など、今後の効果的な計画づくり等に向けた材料づくりへと生かしていきます。

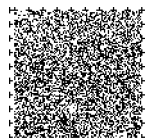
(3) 地域社会との連携充実

住み慣れた地域社会における自立を支援するという、法制度等の趣旨を踏まえつつ、施設等から地域へ戻る障害者や、家庭から独立して地域で生活する障害者や介護者等の心身の負担感軽減等を踏まえ、障害者施策の取組、地域社会全体との関連等について、広く市民全般に周知・啓発するなど、理解や支援の輪が広がりやすい地域環境づくりに努めます。



(4) 次期障害者計画に向けた総合的な方針検討

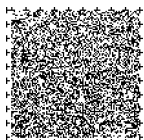
障害福祉サービスの量的な目標設定や確保に向けた取組が主となる本計画（障害福祉計画）の推進とともに、障害者を取り巻く総合的な方針、方向性を示す、第3期障害者計画の策定に向け、自立支援協議会における検討等を促進しつつ、あるべき姿や達成すべき目標像等について描くよう努めるほか、市民共有の方針として周知するなど、広がりある福祉施策の推進に努めます。



6 青梅市障害者自立支援協議会協議記録

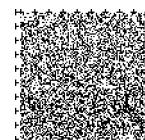
- 第1回 平成20年10月31日(金) 午前10時から12時まで
第2期障害福祉計画策定について(協議)
- 第2回 平成20年11月28日(金) 午後1時30分から3時30分まで
計画策定の背景と趣旨
- 第3回 平成20年12月19日(金) 午前10時から12時まで
平成23年度の数値目標の設定
- 第4回 平成21年1月16日(金) 午前10時から12時まで
指定障害福祉サービス・指定相談支援の量の見込みとその確保策
地域生活支援事業の実施に向けて
- 第5回 平成21年2月3日(火) 午後1時30分から4時まで
重点的な取組み
円滑な計画の推進に向けて
前回指摘事項
- 計画策定の背景と趣旨
- 第6回 平成21年2月16日(月) 午後1時30分から4時まで
前回指摘事項
- 計画策定の背景と趣旨
 - 指定障害福祉サービス・指定相談支援の量の見込みとその確保策
 - 重点的な取組み
- 第7回 平成21年2月25日(水) 午後1時30分から4時まで
前回指摘事項
- 計画策定の背景と趣旨
 - 重点的な取組み
 - 数値の再修正(訪問系サービス、居宅系サービス)
- パブリックコメント一覧

「第2期青梅市障害福祉計画」(素案)の公開および意見の募集
平成21年2月6日(金)から2月20日(金)まで

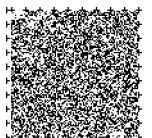


7 青梅市障害者自立支援協議会委員名簿

| 選出区分 | 氏名 | 役職 | 備考 |
|---------------|-------|--------------------|-----|
| 指定相談支援事業者 | 佐藤 友之 | 青梅市地域活動支援センター施設長 | 副会長 |
| 指定相談支援事業者 | 山下 望 | 青梅学園 総括施設長 | |
| 指定障害サービス事業者 | 尾澤 栄子 | 友愛学園 青梅福祉作業所主任 | |
| 指定障害サービス事業者 | 高野 敏巳 | 青梅市自立センター主任支援員 | |
| 保健、医療関係者 | 中住 孝典 | 東京青梅病院 相談室長 | |
| 保健、医療関係者 | 中田 京子 | 鈴木慈光病院 ほたるの里施設長 | |
| 保健、医療関係者 | 井上 典子 | 東京都西多摩保健所主任 | |
| 教育関係者 | 吉村 正三 | 青梅市立若草小学校校長 | |
| 教育関係者 | 小澤 信幸 | 東京都立養護学校進路指導担当 | |
| 障害当事者および家族の代表 | 新井奈穂子 | 青梅市障害者団体連合会理事長 | |
| 障害当事者および家族の代表 | 梅田 清作 | こじかの会会長 | |
| 民生児童委員の代表 | 石川 晴子 | 民生児童委員 | |
| 商工団体の代表 | 星野 勤 | 青梅商工会議所事務局長 | |
| 青梅市社会福祉協議会の代表 | 遠藤 朱美 | 青梅市社会福祉協議会主事 | |
| 学識経験者 | 吉川かおり | 明星大学 准教授 | 会長 |
| 市職員 | 森田 修司 | 青梅市障害者福祉課長 | |
| その他市長が必要と認める者 | 高野 悠子 | NPO 法人 青梅子ども未来代表理事 | |
| (事務局) | 川杉桂一郎 | 青梅市障害者福祉課 | |
| (事務局) | 中村 敏之 | 青梅市障害者福祉課 | |
| (事務局) | 清水千賀子 | 青梅市地域活動支援センター | |

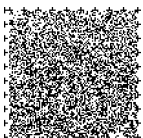


資料編



目次

- (1) 市内にある障害者施設（通所型・平成 2 0 年 3 月現在）
- (2) 市内にある障害者施設（入所型・平成 2 0 年 3 月現在）
- (3) 総人口
- (4) 障害者手帳保持者数
- (5) 自立支援医療（精神通院）受給者数
- (6) 障害者手帳保持者数の推移
- (7) 障害の種類と等級（身体障害者・平成 1 9 年度）
- (8) 障害の種類と等級（知的障害者・平成 1 9 年度）
- (9) 障害の種類と等級（精神障害者・平成 1 9 年度）
- (10) 障害者別人数推移
- (11) 障害者数推移（予測）
- (12) 年齢別サービス件数推移
- (13) 補助金の状況
- (14) 施設利用状況
- (15) 身体障害者補装具等
- (16) 身体障害者障害別医療内容
- (17) 点字図書・福祉電話・緊急通報事業
- (18) 身体障害者自動車運転教習・改造事業
- (19) 派遣事業
- (20) 福祉手当
- (21) 介護給付事業
- (22) 障害者自立支援の状況
- (23) 障害者自立支援法（みなし施設）の利用状況
- (24) 身体障害者 5 歳ごとの推計
- (25) 知的障害者 5 歳ごとの推計
- (26) 精神障害者 5 歳ごとの推計



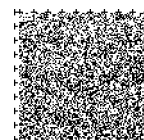
(1) 市内にある障害者施設 (通所型・平成 2 0 年 3 月現在

(単位 : 人)

| 名称 | 施設等の種類 | | 平成 19年3 月 定員 数 | 平成 20年3 月 定員 数 | 平成 20年3 月 うち 青梅 市民 | 青梅 市民の 割合 | |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|-----------------|-------|
| | 旧体系 | 新体系 | | | | | |
| 青梅市自立センター 1 | 身体障害者授産施設 | | 30 | 30 | 24 | 80.0% | |
| | 知的障害者更生施設 | | 40 | 40 | 31 | 77.5% | |
| | 知的障害者授産施設 | | 55 | 55 | 52 | 94.5% | |
| | 身体障害者福祉センター | | なし | なし | なし | | |
| 青梅市しろまえ児童学園 1 | 児童デイサービス事業 所 | 児童デイサービ ス事業所 | 10 | 10 | 11 | 110.0% | |
| たましろの郷 1 | 身体障害者授産施設 | | 20 | 20 | 3 | 15.0% | |
| なかま亭 1 | 知的障害者授産施設 | | 20 | 20 | 20 | 100.0% | |
| ジョイントワークひこばえ (旧 ひこばえの家) 2 | 精神障害者共同作業所 | 就労移行支援 就労継続支援 (B 型) (平成23年度ま でに移行予定) | 22 | 20 | 21 | 105.0% | |
| 心身障害者地域自立生活支 援センター 空 (そら) 2 (平成19年3月まで) | 心身障害者地域自立生 活支援センター | | なし | | | | |
| 青梅市 地域活動支援センター 1 (平成19年4月から) | | 地域活動支援セ ンター (1 型) | | なし | 市民 対象 | | |
| 青梅青少年クラブなかま 2 | 心身障害者 (児) 通所訓練等施設 (地域デ イグループ事業所) | | 50 | 60 | 49 | 81.7% | |
| 未来へにじ 2 | " | | 25 | 25 | 30 | 120.0% | |
| すばる 2 | " | | 15 | 10 | 15 | 150.0% | |
| あゆみの家 2 | 重度身体障害者 (障害児) 生活自立訓練お よび緊急一時保護事業所 | | 6 | 23 | 23 | 100.0% | |
| 青梅福祉作業所 2 (平成19年3月まで) 1 (平成19年4月から) | 心身障害者福祉作業所 | 就労継続支援 (B 型) (平成19年4月移 行) | 60 | 60 | 31 | 51.7% | |
| 自立支援塾クリード青梅 1 | | | 自立訓練 (生活訓練) | 15 | 31 | 0 | |
| | | | 就労移行支援 | 20 | | | |
| かすみの里 1 | | | 生活介護 就労継続支援 (B 型) (平成19年4月開 所) | 40 | 33 | 27 | 81.8% |

1 障害者自立支援法にもとづき運営している施設

2 独自に運営している施設

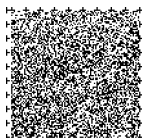


(2) 市内にある障害者施設 (入所型・平成 2 0 年 3 月現在)

(単位 : 人)

| 名称 | 施設等の種類 | | 平成 19年 3月 定員 数 | 平成 20年3 月 定員 数 | 平成 20年3 月 うち 青梅 市民 | 青梅 市民の 割合 |
|---------------------------|------------------|-------------------------|----------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|
| | 旧体系 | 新体系 | | | | |
| たましろのさと 1 | 身体障害者授産施設 | | 30 | 30 | 0 | 0.0% |
| | 短期入所 | 短期入所 | 5 | | | |
| 青梅学園 1 | 知的障害者更生施設 | | 42 | 40 | 15 | 37.5% |
| | 短期入所 | 短期入所 | 2 | | | |
| 花の里 1 | 知的障害者更生施設 | | 52 | 52 | 6 | 11.5% |
| | 短期入所 | 短期入所 | 3 | | | |
| 友愛学園成人部 1 | 知的障害者更生施設 | | 60 | 60 | 9 | 15.0% |
| 友愛学園児童部 1 | 知的障害児施設 | | 35 | 35 | 1 | 2.9% |
| | 短期入所 | 短期入所 | 4 | | | |
| ほたるの里 1 | 精神障害者生活訓練 施設 | | 20 | 20 | 4 | 20.0% |
| | 短期入所 | 短期入所 | 2 | | | |
| 青梅荘 1 | 知的障害者グループ ホーム | 共同生活介護 共同生活援助 | 4 | 4 | 1 | 25.0% |
| すてっぷ小中尾 1 | 〃 | 〃 | 7 | 7 | 5 | 71.4% |
| ハウス小嶺 1 | 〃 | 〃 | | 4 | 3 | 75.0% |
| 元気に (ウィステリア青 梅) 1 | 〃 | 〃 | 6 | 7 | 5 | 71.4% |
| ステップホームかつのり 1 | 〃 | 共同生活介護 | 5 | | | |
| フォレスタ 1 | 〃 | 〃 | | 4 | 1 | 25.0% |
| ベルツリー 1 | 精神障害者グループ ホーム | 共同生活介護 共同生活援助 | 5 | 5 | 3 | 60.0% |
| クリード青梅 1 | | 〃 | 10 | 20 (生活介 護 : 16) (生活援 助 : 4) | 0 | |
| クリード青梅 2 1 | | 〃 | 10 | | | |
| クリード青梅SS 1 | | 短期入所 | 10 | 10 | 0 | 0.0% |
| 自立支援塾クリード青梅分 室 1 | | 自立訓練 (生活訓 練) 短期滞在型 | 10 | | 0 | |

- 1 障害者自立支援法にもとづき運営している施設
- 2 独自に運営している施設



(3) 総人口

| | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総人口 | 140,295 人 | 140,542 人 | 140,872 人 | 140,458 人 | 140,268 人 | 140,183 人 | 139,818 人 |

(平成15年度～20年度は4月1日現在、平成21年度は平成21年1月1日現在)

(4) 障害者手帳保持者数

(各年度 3 月 3 1 日現在)

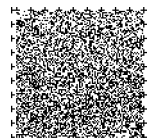
| 障害者手帳の種類 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 身体障害者 | 3,844 人 | 3,853 人 | 3,909 人 | 3,978 人 | 4,022 人 |
| 知的障害者 | 575 人 | 615 人 | 651 人 | 684 人 | 702 人 |
| 精神障害者 | 401 人 | 537 人 | 620 人 | 668 人 | 703 人 |
| 合計 | 4,820 人 | 5,005 人 | 5,180 人 | 5,330 人 | 5,427 人 |

(5) 自立支援医療 (精神通院) 受給者数

(各年度 3 月 3 1 日現在)

| | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 受給者数 | 1,342 人 | 1,503 人 | 1,273 人 | 1,421 人 | 1,575 人 |

15、16年度については、前年度および当該年度中に「通院医療費公費負担制度（旧第32条）」において「新規」、「更新」、「再開」、「転入」の事由により申請を受け付けた数。17年度については、「通院医療費公費負担制度（旧第32条）」から「自立支援医療（精神通院）制度」への更新申請を受け付けた数



(6) 障害者手帳保持者数の推移

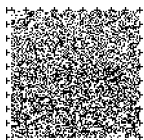
| 年度 | 総数 | 肢体 不自由 | 聴覚・ 平衡 | 音声・ 言語・ そしゃく | 視覚 | 内部 障害 | 知的 障害者 | 精神 障害者 |
|----------|---------|-----------|-----------|--------------------|-------|----------|-----------|-----------|
| 平成 14 年度 | 4,513 人 | 2,098 人 | 296 人 | 29 人 | 469 人 | 782 人 | 529 人 | 310 人 |
| 平成 15 年度 | 4,820 人 | 2,139 人 | 319 人 | 39 人 | 468 人 | 879 人 | 575 人 | 401 人 |
| 平成 16 年度 | 5,005 人 | 2,112 人 | 320 人 | 36 人 | 475 人 | 910 人 | 615 人 | 537 人 |
| 平成 17 年度 | 5,180 人 | 2,121 人 | 327 人 | 37 人 | 481 人 | 943 人 | 651 人 | 620 人 |
| 平成 18 年度 | 5,330 人 | 2,115 人 | 333 人 | 31 人 | 486 人 | 1,013 人 | 684 人 | 668 人 |
| 平成 19 年度 | 5,427 人 | 2,118 人 | 342 人 | 32 人 | 479 人 | 1,051 人 | 702 人 | 703 人 |

数字は、当該年度の行政報告書による。

知的障害者数は愛の手帳交付数、精神障害者数は精神障害者保健福祉手帳交付数

(7) 障害の種類と等級 (身体障害者・平成 19 年度)

| 障害の種類 | 年齢 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 |
|-------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者 | 18 歳未満 | 37 人 | 30 人 | 14 人 | 3 人 | 7 人 | 3 人 |
| | 18 歳以上 | 1,450 人 | 761 人 | 557 人 | 723 人 | 222 人 | 215 人 |
| | 計 | 1,487 人 | 791 人 | 571 人 | 726 人 | 229 人 | 218 人 |
| 視覚障害 | 18 歳未満 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 18 歳以上 | 255 人 | 134 人 | 14 人 | 19 人 | 32 人 | 22 人 |
| | 計 | 256 人 | 135 人 | 15 人 | 19 人 | 32 人 | 22 人 |
| 聴覚障害 | 18 歳未満 | 0 人 | 6 人 | 1 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 18 歳以上 | 32 人 | 100 人 | 42 人 | 51 人 | 1 人 | 109 人 |
| | 計 | 32 人 | 106 人 | 43 人 | 51 人 | 1 人 | 109 人 |
| 言語障害 | 18 歳未満 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 18 歳以上 | 0 人 | 3 人 | 19 人 | 10 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 計 | 0 人 | 3 人 | 19 人 | 10 人 | 0 人 | 0 人 |
| 肢体不自由 | 18 歳未満 | 31 人 | 21 人 | 7 人 | 3 人 | 7 人 | 3 人 |
| | 18 歳以上 | 486 人 | 518 人 | 360 人 | 409 人 | 189 人 | 84 人 |
| | 計 | 517 人 | 539 人 | 367 人 | 412 人 | 196 人 | 87 人 |
| 内部障害 | 18 歳未満 | 5 人 | 2 人 | 5 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 18 歳以上 | 677 人 | 6 人 | 122 人 | 234 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 計 | 682 人 | 8 人 | 127 人 | 234 人 | 0 人 | 0 人 |



(8) 障害の種類と等級 (知的障害者・平成 1 9 年度)

| 障害の種類 | 年齢 | 1 度 | 2 度 | 3 度 | 4 度 |
|-------|--------|------|-------|-------|-------|
| 知的障害者 | 18 歳未満 | 7 人 | 40 人 | 56 人 | 81 人 |
| | 18 歳以上 | 21 人 | 165 人 | 158 人 | 174 人 |
| | 計 | 28 人 | 205 人 | 214 人 | 255 人 |

(9) 障害の種類と等級 (精神障害者・平成 1 9 年度)

| 障害の種類 | 1 級 | 2 級 | 3 級 |
|-------|-------|-------|-------|
| 精神障害者 | 205 人 | 345 人 | 153 人 |

